

新型コロナウイルス感染拡大防止基本方針

令和2年4月22日

大桑村新型インフルエンザ等対策本部

大桑村では新型コロナウイルス感染拡大防止対策として次の方針を定めました。基本方針に留意し、長期化を想定した対応にご協力をお願いします。

なお、感染の状況や国、県の対策等を勘案しながら対応を見直していくこととします。

1. 基本的な行動

- 基本的な感染症対策（手洗い・うがい・咳エチケット）を徹底する。
- 発熱等の風邪症状がある人は、学校や会社を休み外出を控える。
- 発熱等の強い症状、強いだるさや息苦しさのある人は、医療機関を受診する前に木曽保健福祉事務所（電話 25-2233）に相談する。
- 職場等でも机や取手など不特定多数の人の触る箇所の除菌を行う。
- 外出の際は、マスク等を着用し人との接触機会を減らす。
- 人混みが予想される場所や都市部への外出は控える。
- 特定警戒都道府県への移動、往来は自粛する。

2. 集団発生の回避

- 以下の3つの条件がそろう場所はクラスター（集団発生）の危険性が高いので避ける。
 - (1) 換気の悪い密閉空間
 - (2) 多数が集まる密集場所
 - (3) 間近で会話や発声をする密接場面

3. 会議・行事等の開催

- 会議・行事等は、上記ならびに下記基準により防止対策を講じたうえで開催する。
 - (1) 参加者が特定され、出席者の確認が取れる範囲とする。
 - (2) 開催中は換気に努め、2時間以上の開催は避ける。
 - (3) 参加者の体温測定及び症状の有無を確認し、症状のある人は参加しない。
 - (4) 開催前後は手洗いや消毒を徹底し、参加者の手が触れる場所をアルコール等で拭き取り除菌する。
- 飲食を伴う会合等
 - (1) 原則緊急事態宣言の期間中は行わない。
 - (2) やむを得ず行う場合は、上記の防止対策を講じ、できるだけ少人数とする。
 - (3) 席の間隔を空け、席の移動、大声での会話は控える。

(4) 料理は大皿の取り分けではなく、個別盛で提供する。

4. その他重要事項

- 患者・感染者、その他関係する業務に従事されている方々やそのご家族に対し、人権侵害が起きないように配慮する。
- 新型コロナウイルス感染症に便乗した詐欺等に注意する。

令和2年5月11日 改正

令和2年5月15日 改正